

平成26年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成26年12月12日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|---------|----------------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8 2 号 | 西郷村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 8 3 号 | 西郷村税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 8 4 号 | 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 8 5 号 | 社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為新田橋上部工工事請負変更契約について |
| 日程第 5 | 議案第 8 6 号 | 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路工事（第2工区）請負契約について |
| 日程第 6 | 議案第 8 7 号 | 平成26年度西郷村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 7 | 議案第 8 8 号 | 平成26年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 9 号 | 平成26年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 0 号 | 平成26年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 10 | 議案第 9 1 号 | 平成26年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 11 | 議案第 9 2 号 | 平成26年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 12 | 議案第 9 3 号 | 平成26年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 発議第 1 0 号 | 西郷村ごはんおかわりもう一杯条例の制定について |
| 日程第 14 | 発議第 1 1 号 | 西郷村地酒で乾杯を推進する条例の制定について |
| 追加日程第1 | 議案第 9 4 号 | 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 追加日程第2 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 1 5 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第 1 6 | 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 1 7 | 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 1 8 | 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 | |
| 日程第 1 9 | 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件 | |
| 日程第 2 0 | 議員定数適正化検討特別委員会の閉会中の調査の件 | |
| 日程第 2 1 | 閉会 | |

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長 兼監査委員 書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
平成26年第3回西郷村議会定例会会議録をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、議案1件、諮問1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩します。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時03分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第94号及び諮問第3号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件、諮問1件につきましては、日程第14の次に追加日程第1、議案第94号、追加日程第2、諮問第3号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第94号及び追加日程第2、諮問第3号を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第94号、諮問第3号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第94号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案1件と、諮問第3号「人権擁護委員候補者

の推薦について」の諮問1件でございます。

まず、はじめに、議案第94号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明をいたします。

現在、3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、武井保氏が平成26年12月21日をもって任期満了となりますので、後任の委員として北島民治氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

北島民治氏は、平成8年10月より16年間、西郷村土地改良区の要職を、また、平成14年7月から9年間、西郷村農業委員会委員を務められ、農業水利施設の維持管理、農地行政における地域の土地利用等に携わり、功績を残されてまいりました。さらに、平成13年12月からは民生委員、平成16年12月からは社会福祉法人西郷村社会福祉協議会評議員として、社会福祉の増進に寄与されております。

人格・識見が高く、広く社会の実情に通じており、公平かつ公正な立場で任に当たられるものと考え、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく議会の同意を得ようとするものでございます。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、本村においては、6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、田邊敏捷氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の候補者として堀田賢治氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

堀田賢治氏は、現在、白河卓球協会理事長をはじめ、白河市体育協会、同じく体育指導委員などの要職を務められております。こうしたことを通じて社会的信望も厚く、西郷卓球協会の設立時にはお力添えをいただくなど、本村の体育振興にもさまざまなご指導・ご助言をいただいているところでございます。

人格・識見が高く、広く社会の実情に通じており、人権擁護に関する深い理解もあることから、人権擁護委員として任に当たられるものと考え、候補者として推薦するため意見を求めるものでございます。

以上、本日追加提案をいたしました議案、諮問につきましてご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意・ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第82号に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第 8 2 号「西郷村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 3 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 2、議案第 8 3 号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 3 号「西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 4 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 3、議案第 8 4 号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 4 号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 5 号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第 4、議案第 8 5 号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第85号「社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為新田橋上部工工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第5、議案第86号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第86号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路工事(第2工区)請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第6、議案第87号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) おはようございます。議案87号に対する質疑を求めます。

ここに、米価下落対策事業補助金として1,000万円打っておりますが、この1,000万円についての内訳をひとつご説明願います。

○議長(鈴木宏始君) 農政課長。

○農政課長(東宮清章君) お答えいたします。

1,000万円の内訳につきましては、来年の水稻の種子に対しまして補助するものでございます。

1反歩当たり4キロぐらい使う予定でございまして、1キロ当たり500円というような計算をしております。ですから、1反歩当たり2,000円の種子がかかるということを計上してございまして、その半分ということで、その50%ということをやっております。おおむね西郷村の水田1,000町歩ございますので、かかりまして、計算しますと1,000万円というような内訳でございまして、

よろしく願いいたします。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 今年度の米価が大暴落いたしまして、この暴落したその分を、ここに種もみの補助だけでもって、昭和27年度の(不規則発言あり)米の再生産が

できるというように理解しておるのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 16番。今、昭和と言ったの。平成。

○16番（室井清男君） 平成27年の米の再生産ができるというような農政課のお考え
なんでしょうか、ここをちょっと説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

種もみの補助だけで再生産全てできるかということは思っておりません。あくまで
これは短期的な対処の仕方となると思います。

実質的には、1俵当たりの生産コストとしましては、1俵当たり1万3,000円
ぐらいはかかるかと思えます。それで今回の米価下落に対しまして、3,000円強
4,000円弱なんです、そのぐらい下がりますので、到底追いつかないというこ
とはわかっておるんですが、どうしてもその対策、生産コストまで補助ということは
考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは、私もざっと計算してみたんですが、まったくの必要経
費だけに絞って計算してみたんです。これは肥料代、農機具代、それからガソリン代、
まずその程度のものでございますが、それで計算しても、10アール当たりになると、
西郷の場合は1万7,000円から大体1万8,000円くらいが不足しているわけな
んです。

それで、一昨日、一般質問の中で上田議員さんからも質問があったわけございま
すが、そのときにも鮫川村の例をとってみますれば、1万5,500円という補助を
出すということが鮫川村では決まったそうなんです。

それで、大体地域差があると思いますが、西郷村内でもやはり北部、南部という地
域差を勘案しても、大体1万7,000円くらい1万8,000円くらいなんです。実
際に。そのほかにこれからありますよ、水の管理費、水利費、それから土手の草刈り
とかたくさんあります。そういうのは省いて、実際にかかる肥料、農薬、機械代、油
代、かなりこれかかるんです。その辺のところ、今年の春の作付のときには、秋に
なって米代金が入ったら払うからというような約束で農業を続けているんです。それ
を、この大暴落によって払うことができないんです。これ一体どうしたらいいんです
か、農業者は。そういったことを農政課は考えていないんですか、お考えがあったら
ひとつどうぞ。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

今年度、機械経費とかかかりまして、その借りた金額が支払えないという事態もあ
るかと思います。そういう場合は、金融のほうでそれを肩がわりして払うというわけ
ではないんですけれども、借りられるような形にはいたします。それで、その借りら
れた利子が生じますので、その利子につきましては安い利子で、全て補助ではないん

ですが、安い利子で借りられるというふうな形に。

ただ、それは県の事業であるんですが、ただ、この制度は冷夏対策とかもあったんですが、そういうときにもその仕組みをとったわけなんです、あまり利用する方がいらっしやらなかったものですから、ちょっと答弁のほうには言っておりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、ただいま農政課長さんから、金融面で借りられるというようなご説明ありましたが、こういう大暴落が今年もあった、来年もあった、次もあったというようなことを繰り返さないという保証は何もないんですよ。まったく、米の代金というものは不安定なんです。肥料代、農薬代、機械代とかというのは大体安定しておりますが、米の価格においては安定していないんです。借りたものは返さなくてはならないんです。その返す時期が、いつ返せるかということになれば、見通しがつかないですよ、幾らか借りた金は。

そういう状況の中で、平成27年度の米の再生産ができるかといったらできないでしょう、これは。そうした場合には、当然米づくりはやめるというようなことになってしまうんです。もし、ここで米づくりをやめたとしたらどうなりますか、説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 私のほうも、その米づくり作付ができなくなるということに危惧しております。ですから、来年度の再生に向けて短期的な対処といたしまして、種もみの補助。

それで、将来的、中長期的には、どうしてもやはり主食米、食べる米から転換していただきたいというような形の方策をとると思っております。それはどういうふうにするかという、やはり米以外のもの、飼料作物、または野菜というふうなことが作付できて、また、売れるような仕組みを考えていきたいと思っております。すぐということではないんですが、一応考えております。

また、保険というふうな形、それがずっと続いた場合どうなるかということがありますので、それにつきましては、ならし対策というのがありまして、認定農業者にならないと、それがならし対策には入れないわけなんです、一応認定農業者の認定事務を西郷村でやるというふうな形になりますので、その辺をならし対策に加入してくださいというふうな広報はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、農政課長の説明はわからないわけではないんですが、今、課長が考えているような形の中だけで、これからの農業が永久的に考えられるかといったら、絶対考えられませんよ。

私、一番心配しているのは、その今年の低米価の中でもって、水の問題があるんで

す。自分、一番心配しているのは、今年度の水の管理費、水利費が、米代金がこんなふうになってしまったので、それを支払われるかどうかということが問題なんです。

これ、よそのほうの水利だったらば、当然川から入れておくんですから、川をせき止めておけば、ごみが突っかけても、石が落ちても、道路を越え、田んぼを越え、畑を越えても流れるでしょう。だが、私のほうの水路は、人間が手をかけなかったとしたら一滴の水も流れてこないんです。

私のほうの地域の中には、今、米をつくって、田んぼを荒らさないでつくってくださる方が3名おります。3名のうちの1人は、ここにおられます高木議員さんもそのうちの1人です。あと深谷さん、亀山さんと。合わせると、大体30町歩から40町歩くらいになるのではないかなと思っているんですが、これが水利費が集まって水が来なかったとしたらば、この3名の方も、もうこの土地を耕すのはやめたと言うよりほかには方法がないんですよ。その水利を守るのには、全部で八十数名おられますが、たいてい五十、六十数名の方々が出て、水路を手入れして、水を管理しているわけですが、この中からも、もう私は田んぼはつくっていないから出ることができませんという声がかかなり出ているんです。

そうした場合に、ここからダムまでの間、十数キロもあるというようなところは、3名の農業者でもってその水の管理できますか。水路の手入れできますか。そこに影響を及ぼすんですよ。そうした場合には、その水が一滴も来なかったとしたらば、もう一挙に、1年でもって米づくりができなくなるんです。それだから、ここに載せられた1,000万円の金でもって、これで再生産をさせるんだなんていうことは、赤ちゃんだって、あめ玉一つでごまかすようなものじゃないですか。その辺どう考えますか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時26分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時27分）

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） なかなか再生産までは、その費用まではいかないと思いますが、やはりあくまで長期的なことを考えなければならないというのもありますし、短期的には種もみの補助ということを考えております。

先ほどおっしゃいました水利の水利組合等の問題につきましては、地域のほうで話がまとまっただけであれば、多面的機能というふうな形の維持管理に対する費用が日当というふうな形が出るんですが、そのような形のこともございますので、その辺も利用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それでは、村長にお伺いしますが、この1,000万円の補助金だけで再生産ができないという農業者対策をどうするんですか、これは。そこを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1,000万円は、これまでの災害対応と同じ手をとったわけがあります。一般質問でもお答えしましたように、果たしてこの7千円台がどのように今後なっていくのかと。

当面の問題は、この今の種子の問題もありますが、その他の方策についても、前に申し上げましたとおり、この白河農協管内、あるいは手を携える、いろんな案を出して、昨日も組合長さんと話をしましたが、そういったいろんな案を出していきたい、そういった手を打っていきたいと思います。

もちろん長期的にも、やはりこの米余り、あるいはこの消費拡大、いろんなことを含んでおりますので、やはり短期的にも長期的にも対応していくという考えでおります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞いているのは、種もみ代ぐらいでは再生産ができないんだから、できないところをどうするかというの。もうやめるほかないでしょう。そうすると、これに対して種もみ代だけしか出せませんよということは、再生産をやめてくださいという、その一言に尽きるんじゃないですか、それ村長から言ってくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いろいろ問題がありますが、対応はやっぱりいろいろ出てくると思います。それを考えながら手を打っていく、そういう考えでおります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長が申されたように、いろいろな問題が出てくるというのであれば、そのいろいろな問題はどういうことなんですか、それ説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一般質問でお答えしましたね、前に。今、質疑ですので、議案のことです。それで、前からいろいろ話をして、村長の答弁が長過ぎると。いろんな話、議員から言われていますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長に申し上げますが、村長のその答弁は理解できないんですよ。わからないんです。わかるように村長、答弁させてください。わかれば理解できるんです。わからないんですよ、何を言っているんだか。その辺、議長お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時30分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時32分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番からのご発言がございまして、いろいろ協議をしたんですけれども、ただいまのお話になっておられるのは、今回のことでなくて前からのというお話だったですね。そういうことで考えますと、そのことについては、できるだけわかりやすいようにご答弁をいただきたいというふうな、村長にも過去に申し入れはしておりますので、議長としては、何とかその辺をご理解いただきながら質疑を続けてほしいというふうに思います。よろしいですか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま議長の言われるところのことはわかるんですが、ここに載せられている1,000万円では、平成27年の再生産ができないんですよ。できないんだから、それに対して出さないということは、あとはもう12月終わるわけがございまして、あと2か月たてば、もう種もみの準備、肥料の準備をやらなくてはならないんです。とても今の状況の中では再生産ができるような状況ではないから、米づくりの農業者に対する何の手当てもここでそれ以上にできないとするならば、もう村長から西郷村の米づくりはやめろということをはっきり言ってもらいたいんですよ、やめるほかないんですから。それ議長から、私が理解できるような答弁をさせてください。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） これ質疑だから。まあ、いずれにしても村長から。今の質疑に対して。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私が農業をやめろということは言えるわけがないですよ。わかるでしょう、それは。

農業をやっている人は、いろんなことを考えて農業をやっているわけです。もちろんこういったリスク、もちろん闇討ち的な値段が下がった部分がありますけれども、しかし、そのためにはいろんな備えをしたり、あるいは保険に入ったり、あるいはこの村でできない部分は国と県とあるいは農業団体と手を組むとか、いろんなことをやって解決していますよ、これは。そうしなければ、過去に先輩がやってきたこと、リスクいっぱいあったと思います。それを乗り越えたことに我々は恥じることになる。

したがって、いろんなことを考えて、それも農協あるいは県、国、あるいは農業者、いろんな意見を聞いて、そしてどれができることなのかと、これを決めてやっていこうと。一般質問で申し上げたじゃないですか。そう申し上げましたよ、私、何回も。それが何もなくて、農業をやめるように村長から言ってください、できるわけがないですね、こんな話。私が農業をやめろって言えるわけがないですよ、これ。ぜひご理解いただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長はそのようなことを述べているから、それだから村長

の言っていることはわからないというの、これ当然のことなんです。それじゃ、その考えた上で、この1,000万円の補助金で、村長、再生産ができると思っているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これは農業をやっている人の意見と、我々がサポートする部分と、全部一緒になって乗り越えなければならない問題です。ですから、このことによってやめろとか言うことできません、そんなこと。言えるわけがない。

もちろん、いろんな困難については手を携えて対応するしかありません。ただ、それが今、この種もみだけなのかと言われればそうでないと。いろんなことを協議して、それも農協管内で、あるいは郡内で、あるいは行政、あるいは団体、そういったことを考えてやっていきたいと思いますということを申し上げているわけです。それで、これは今回上がっているのは種もみだということです。（不規則発言あり）これはずっと言っていますね。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が求めているのは、ここに載ってる1,000万円の、ここに議案書に載っている1,000万円では再生産ができないから、これをできるようにするのはどうするのかということ、それを一般質問でも言ってきたのではないのかとやっていること、そんなこと今ここで私は聞いているんじゃないんですよ。再生産ができるような予算を載っけなければ、やめるよりほかにないんですよ、農業者は。それは、村長がこれ以上もう金を出すことができないとするならば、これは農業者に対してやめろという宣告にしか過ぎないんじゃないですか、その辺をはっきりしてくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういう極論ではないです。やっぱりいろんな対応を考えて、手を打っていくと言っているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） それがわからない、いろいろ対応を考えますと言っていることは、あと1月、2月の間に考えられるんですか、2か月間で。3月になれば、もう種もみひやさなくてはならないんですよ。種もみ買わないと、肥料も買わなくてはならないんですよ。そのときに、この1,000万円でもって買えるはずがないんですよ、どうあったって。

それだからみんな、他町村では反当たり1万数千円という予算をつけて対応しているんじゃないですか。それもできないで、たった種もみの500円や1,000円でもって米づくりができると思っているんですか、これは。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 鮫川村の話はお聞きしましたが、まだ内容は精査しておりません。その他は聞いておりません。ですから答えは同じです。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どうもこれは議長、言っていることがわからないんですよ。村長の言っていること、何を言っているんだか。何なんだ、本当に。

作付するまでに何らかの対応をしないとかしないとかということが、一言でいいからはっきりしたお答えをもらいたいんですよ。できなければできない、できるならできる、それだけのことなんですよ。それ説明願います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） できるできないより、やるしかないんです、何かは。進行形ですよ、今。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長はやるしかないということを述べているんですから、それじゃこの2か月の間に、その結論を出すという約束をしてくださいよ、ここで。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どれがいいのかということ、いろんな意見、やり方をまとめて、そして対応するという形で今、やっているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 聞いていることは、2か月間でそれが間に合うのか間に合わないのかということを知っているんだ。わからないのか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時41分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 回りくどいようなことは言わなくたっていいんです。この議案に沿って、1月、2月とかけて何らかの対応をするから、安心して作付やっってくださいと言うんだったらそれでいいんだし、それができないとするならば、それに係る費用については責任持たないから作付やめてくださいとかっていう、ここらはっきり言えるでしょう。一言で言えるでしょう、これ。それを言わないから、わけのわからないようなことになってしまうんですよ。議長、そこのところ、ノーかイエスかのところだけなんです。では、それを議長言わせてください、どちらかで。

○議長（鈴木宏始君） あくまでも答弁は、村長の答弁を求めたいと思います。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることはよく理解しているつもりです。努力をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長の答弁で、努力をいたしますというお答えでございます。ですので、何とか3月の作付までには、何らかの措置がとられるものである

うということを理解いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

どうも、お手数かけて申しわけありませんでした。また、私が発言の中で、いろいろ会議規則その他に抵触するものがあるかと思しますので、もし、議長のほうのご判断でもってあるということがありましたら、これをご訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

(「あくまで私のほうからお願いしたことだから」という声あり)

○16番(室井清男君) 了解。では、よろしく申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) ほかに質疑ございませんか。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番。議案第87号「平成26年度西郷村一般会計補正予算」について質疑いたします。

一般会計補正予算書の27ページ、今、お話も出ましたが、米価下落対策事業補助金1,000万円ということで今回計上されました。

それで、お話を先日の議会開会日に担当課長から、この1,000万円の内訳について丁寧な説明がありました。種もみ代として、1反歩4キロ、単価500円で2,000円。それで2,000円の2分の1、これを村が補助するんですよということで、1ヘクタール当たりおおむね1万円という説明がありました。それについては理解をいたしましたが、ただ、私が疑問に思ったことは、これは小さなことなんです、村の根幹にかかわる、村の政策にかかわる大きな問題を私は含んでいるという観点から見ております。

それで、一つお伺いをまずいたしますが、それでは、この西郷村に、今、ご答弁の中に約1,000町歩の田んぼがあるという話でございましたけれども、それでは、この補助も恩恵を受ける西郷村の専業の農家数の数と、それから兼業農家の数を、戸数をお答えを願いたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 農政課長。(不規則発言あり)わかりました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午前10時51分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時51分)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時10分まで休憩いたします。

(午前10時51分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時10分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き、議案第87号の質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 15番議員にお答えいたします。

専業農家と兼業農家、割合はどのような形かと、あと年代はどうかというふうな質問だと思いましたので、お答えいたします。

村全体で農家戸数、平成22年度のセンサスでございまして714戸、うち専業が75戸、兼業が481戸プラス自給農家158戸ありますので639戸。専業が75戸、兼業が639戸という取扱いでございまして。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 農政課長、せめてこのぐらいのことは休憩しなくてもすぐわかるように、常にやっていただきたいと思っております。

それで今、専業農家が75世帯ですね、本当に減りました。それで今、毎年、また毎月毎月、農業委員会のほうにも土地の利用増加ということで、いわゆる一極集中、国もそのように進めておるでしょうけれども、農地の集約化が図られておまして、本当に田んぼの耕作者数というのは相当減ってはきていると思っております。

そういう中で、この専業農家数の、今回のいわゆる米価によって相当被害を受けたというお話なんです、実際、今現在の農家の所得というのは、専業農家で平均的に幾らなのか、兼業農家で農業所得というのは幾らなのかお答え願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

資料によりまして、センサスで判断なんです、だいたい水田でいきますと、だいたい専業という方が、5ヘクタール以上の耕作面積が専業というふうな形で、約500万円ぐらいの販売価格です。所得ではございませんが、500万円ぐらいだろうと。

それで、5ヘクタール以下につきましては、やはりずっと面積順にあるんですが、200万円程度じゃないかと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今のご答弁だと全然納得できないというか、このデータというのはまったく私は信用できません。

5ヘクタールで500万円ですか。すると、1ヘクタール当たり100万円でしょう。そうですね、1ヘクタールということは1反歩10俵ですか、これ大体。1俵1万として10俵ですね。10俵とすると、米10俵で1万ですから、そう考えると、まるきり1万円の値段で10俵というのは、私は計算おかしいと思うんですね。

通常は、反8俵とか、よくて9俵、まあ10俵はなかなかないと思うんですが。ですし、あと兼業農家の200万円というのも、たとえば1町歩、今の計算からいうと。1町歩、1町5反、例えば兼業農家でやっていたとして1.5ヘクタールですね。そうすると150万円ですね、単純計算すれば。すると、実際150万円、1俵1万円

にならないと思うし。

では150万円の販売、もしも多目に見て150万円として、兼業農家が。1ヘクタール当たり反10俵で、1俵1万円として150万円だと。そこから肥料代、それから機械代、リース代借金を引くと所得幾らになるのというのと、実際これ幾らになりますか。農政課でつかんでいるデータとして、例えば最大、その売上金の何%の所得として残っているのかということ。それが結局、今、16番議員が言った、私、理解できないんですが、来年の作付できないよと。では、本当にできないのというところ

に疑問があるものですから、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

実際のところの所得率という計算になりますと、3割から4割、いってもそのくらいだと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私はそれ正しいと思いますね。恐らく、1町5反やっけて、稲刈り1町歩やっけてもらおうと幾らでしたっけ、28万円ですか、かかるんですよ。すると、1反歩2万8,000円ですか。

だから結局、とても米づくりはやっていられない状況なんですよ。そういう中で、それをここで種もみ代云々という次元では西郷村の場合はないと思うんですね、私は。見ているんですけども。

それで私、先ほど始まる前に、村の根幹をなす大きな問題だと申したのは、今回、米価が下がったために、その農家を補填するために種もみをやるんだという話でしたよね。

それで、村長は、先ほど答弁の中で、災害として考えたと答弁されましたよね。災害としてと。その災害というのはどういう災害なのかわかりませんが、これは災害ではなくて国の政策でしょう。安倍総理の言われる市場価格制度に持っていくという前提じゃないですか。その前にはTPPの問題もあるでしょうけれども、その後。それ災害では私ないと思うんです、これは。当然これは国の政策ですから、政策でこうなったものですから。その国の政策で農家が抜き打ち的になったにしろ何しろ、これは別に村の責任でもなければ農家の責任でもないんです。また西郷村民の責任でもないんですよ。

その中で、その村民の税金を国に代わって、この国の政策によって農家が損失したから村民の税金をそこに投入するというのは、私からすれば、ちょっと理解できないんですよ。それは私、やっけてだめとは言いませんよ。苦しいんですから、それは補助してあげることもいいと思います。だけど、その根底になっているものが、そのような国の一方的な押しつけの政策であり、そういう状況がこういうようになるでしょう。それを村が災害として捉えるというのが、私は問題だと思うんですね。村長、その辺いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、そういう議論があります、実際。

今のセンサスの5ヘクタールであります、畜産農家とかはもう桁違いですよ。毎月、何百万円も売り上げている人もいるし、かつ農業であっても5ヘクタールはもう普通です、今の世の中。一番高いとき1万8,000円、今7,000円。

それで、言われたとおり、その種もみ、どこからというとき、災害、冷害のときの種もみ種子の確保という意味で引き合いに出したわけですが、言われたとおり、これは市場原理に入っているという見方ができます。なぜかといえば、やっぱり米余りで、そして消費拡大をしなければならないという背景がありますので、冒頭申し上げておりますとおり、やはり職業の選択の自由とか、あるいは自由経済とか、あるいは世界経済になってしまったという中における農業でありますので、それは保護政策が必要だと、冒頭ずっと一般質問の中で申し上げました。

そういう中であって、他方、これは農業政策として私は申し上げました。やっぱり今までの田園風景、営々として先達が築いてきた田園風景は守っていききたい。それで、守るのはどうかとなります。守るのは、今度、兼業あるいは自給農家も販売農家もありましたが、やっぱり専門にシフトしていく、それが国家として、今、選択しているわけでありまして。では、その激変緩和といったものをどうするのかといった中に、今回あるわけです。

ただ、7,700円は私も予想はしませんでした。やっぱり1万二千幾らであれば、少なくとも1,000円ぐらいの差だろうと思っていましたが、あに凶らんや、そうはならなかったと。では、それをどう対応していくのかということとなりますと、やっぱり農業政策の保護政策の中で、何を出していくかというふうになります。一つは、さつき水の管理の問題とか、あるいは機械代とかいろいろありました。それが環境保全までいくとするならば、やっぱり保護政策何を打つのかということになると思います。

ただ、消費者からすれば、おいしくて安いものがいつも手に入る、これは理想でありますので、これはまた購買する見方があるわけでありまして。では、そのときに西郷村が予算措置として税金をどう配分するかというふうになりますので、これは今言われた両方の意見を聞く、さらには農業の保護政策をどう打っていくと、いろんな意味でやっぱり大きな意味を持っているわけでありまして。そう思いますので、やっぱりいろんな農業者あるいは農業団体、あるいは国の政策、県の政策、あるいは西郡合わせる、いろんなことを考えながら手を打っていくというふうに申し上げているわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほどの農政課長のお話は正しいと私は思うんです。というのは、よくて販売価格の30%から40%が所得になるだろうという計算は、私、正しいんじゃないかなと。

今の時期ですから、はっきり言って1反歩当たり8俵と計算してもいいと思うんですが、大体30%として、今5ヘクタールやっている農家が専業農家だということと500万円とありましたけれども、専業農家で5ヘクタールの田んぼをやって、

500万円の30%という150万円しか残らないんですね。150万円という所得は、一般の女子のその辺の社員の方々の給料ぐらいじゃないですか、ですよ。5ヘクタールやる専業農家で。これで農業守っていけ、農業やれということは、私、酷だと思うんですね、正直言って。

西郷村の場合に、例えば今回の種もみの1,000万円についてもそうなんです、これ私は焼け石に水だと思いますよ。実際に、例えばこの問題を解決するためには、こういった市場原理を働かせていた米価の決め方というものを、それを認めるのかどうかです、問題は。村としても。ただ、そのときになぜ、村の町村会なり、また農業会議なりが、こういった一方的なものに対してきちんと物を申しでないかかったのかということ、問題は。

それで今回、湯川村では、今日の新聞だと、1反歩当たり5,000円の農地補償ですか、やったということですが、これは、ふるさと納税で1億ですか、入ったんで、そのところから出したということらしいんですけども、村の場合、そういうんじゃないで、単に一般会計のいわゆる村民の税金から、農家に対する補償をやったということなんですよ。まあ、それはそれとして、私は決してやめろとは言いませんけれども、それが抜本的な解決にならないだろうと。

それに今度付随してくるんですが、先日の一般質問の中で村長は、お父さんもそうなんですけれど、田園風景を守ると言ったんですね。田園風景を守るということは、そういった5反歩、5ヘクタールをやって150万円所得しか上がらない農家に、頑張ってもらえということ、それを奨励しているわけですよ、村長は。例えばやれということですから、やってくれということですから。

それで、例えば1町5反の兼業農家が、実際のところだと、もう30万円、20万円の所得しかなくても農家を守れということ、これは申しわけないですけども、所得から考えたら、とても子どもたちを食べさせていけないし、子どもも学校にもやれない金額ですよ、実際に。

だから、そういうことを考えると、今回の例えば1,000万円のほかに、村長として、今回の米価引き下げに対する対応策として町村会も含めて、また西白河郡内の町村長としてどのような行動を起こしてきたのか、対策を練ってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一般質問の中で答えたやつ、もう一回言うようになりますが、先ほど、この所得率と、それから農家の今の実態からいうと、やっぱり生活できません。西郷村は平均で1人1町歩だと、平均すると。それで零細、過疎だというふうに、もうこれは全国日本の農業についてそうやってきた。

では、どのようにやっていくのがいいのかと。全部にこれは対応するわけにはいかない。大規模な部分については、やっぱり機械を買う能力もある、あるいは資金もあるといった場合は、拡大していくといったところが今、残っております。そうでない人はやっぱり兼業として、昔、戦後の食糧難のときは、自分ちで田んぼをつくって、

そして米を確保する、第1番。2番目は、それで足りないところを働きに出て、そして家計を守ってきた。これが一番、西郷というより日本の縮図ですよ。

それで、今後どうするかです。今後は、これまでいろんな改革があって、中曽根総理のときは3K、国鉄・米・憲法の問題があって、米の支出が非常に多くなったんで、何とかしていかなければならない。まあ、これ食管のことを言っていたわけです。

それで、そのことがだんだんできなくなってきて、そしてなおかつ、食生活が洋風化してくる。米が少なくなってくる。あるいは他用途米、あるいは6次化、やっても追いつきませんね。それで、米をつくっても買っていただければ、余ってどうしようもなくなるわけです。いくら古米、古々米になっても、3年、4年たってきますと、やっぱり畜産に食べさせるしかないというふうになりますので、これをどうしていくかという問題が大きな問題です。

それで、国は今回、これまで農業者という一律から、もう少し専門といいますか、そっちのほうにシフトしていきます。大きくハンドルを切りました。そのときに一番問題になるのは、農地の流動化のことがあって、これまでの小作権とかいろんなことよりもう一歩行こうと。それで、農地の管理機構を各県につくるというふうになりました。そのときに、農地を所有している人と、それからこれまでの、もううちは機械は保有できないのであなたに頼みますといったときに、今後展開として何が必要なかということが、今一番大きな問題になっているわけです。

それで、要するにさっき言われたように、農家として、これまで1種、2種、その他という自給、販売農家、御飯をつくるだけ、自給だけのということで比べますと、全方位では多分できないだろうとって専門にシフトしたわけです。そのときの今の分かれ道と、ちょうどこの米の余った200万トンで米の下落、ダブルパンチですね。それで、これはどうするかという問題に、今、直面しているわけです。

よって、農家として先輩がつくってくれた耕地をどう使っていくのか、それを農家としてどう所得と結びつけていくのか、あるいは保有している人がうまく受委託といいますか、貸し借りの中でうまく利用できるように、そのための力の協力関係といったものが必要になってくるだろうというふうに、今、思っているわけです。これは全国的な話です。国の話ですから。

さて、西郷はどうかというふうになりますと、やっぱり畜産とか何かで、大規模農家については自立して農業を今やっていない人がいます。ただ、米につきましては、最大1万8,000円が今7,000円になったときに、やっぱりこの他産業というか、息子はほかの仕事をしながら一つの家庭の中で経済維持しようという、リスクの分散を今までしてきたわけでありまして。それで今後、今の方向にいくときに、どういった問題が出てくるのかということ、我々は予測しなければならない。どう対応するかも含めて。それが、この一般質問で議論になったところでもあります。この中にあっての、今年の米下落をどう対応するかということでもありますので、もちろんこれまで、本当に町村会とかいろんな意味で、TPPと米のといいますか、農業の保護政策、やっぱりお天気勝負のほかに放射能があったりいろんな問題があります。でもそ

れが、安んじていいものをつくれれば絶対売れるというばかりでは、もう世の中はなくなってしまうね。

よって、やっぱり契約栽培とか、ほかより競争していいものをつくると。そういうことにやっぱり細分化、問題はしていくわけであります。その全方位について我々は対応しなければなりませんので、その分についてはやっぱり消費する側、安ければおいしいものを安く食べたいという部分と、それから農業の所得が高くしたほうがいいという、同じ国民の納税者の中において、それが地方交付税と地方自治体の予算の中に入れてどう配分するかという問題と連結するわけでありますので、ご指摘のようにそういった内容、今、中にこの状況ありますので、よく意見を聞いたり、あるいは調査をしたり、あるいは手を組んだり、そして対応しようというふうに申し上げたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 残念ながら、私の聞いた質疑に対してはお答えがなかったと。

前段は長かったんだけど中身はなかったということで、非常に残念ではあります。

ただ、ということは、ある意味でいうと、この町村会も、西郡の町村会、県の町村会、そして県の農業会議においても、米価について毅然として、この現実を自民党政府に、安倍総理に、そういう市場原理主義はやめろと。保護政策ではない、やらないと、ある意味で、もう完全に農家は倒れてしまうよということを言わなければならないですよ。そういったこと、アクションは起こしていないということですね、現状。現状ですね、アクションがまず少ないということです。今回の米価の引き下げがあった後においてですよ。

それで、今、村がこうやって1,000万円のいわゆる一般財源から、農家を守るという、災害だという詭弁をつけ、詭弁でしようけれども、使って一応支援すると。それで、実は村は、国民健康保険とか下水道関係、それから農業集落排水、介護保険も含めてなんです、一般会計からそういった繰り出しをしてやっております。それで、ここに今度、農業政策において、国がだめだから、県がだめだから、今度は村の一般財源を農家に農業問題についてどんどん何千万円も今度つぎ込んでいくんだとなったら、これまた大変な問題で、現状でも経常収支比率が99.5%、これ100%を超えていますよね、完全赤字になってしまいます。赤字どころじゃないです。何もできなくなってしまうんです。だからそういう状況の中で、村長が私は決断すべきだと思うんですね。これ恐らく来年になったら、じゃこれが本当に解決するのかというところを解決しないと思いますよ。

それでTPPですね、環太平洋戦略的経済連携協定というんですか、やっていく。こうやって結局、最後には米を輸入して、もう村の米づくりもある程度抑えて、もう食っていく方だけに農家をやってもらって兼業農家やめてもらいましょうという政策ですよ。それで、そのまま前段として、今の農業委員会のほうにも国は農地調査をやらせて、それで実際に、これおかしいんですけど、米余っているのに、遊休農地があったら調べてこい、それをもう使わないならば専業農家に貸すようにしろとか、

遊ばせるなということを行っているんですよ。それで、どんどん米つくれと言って
いるんですよ。米つくれと言っていながら、逆に米は値下がりしてくる。これでき
ないですよ。そして今度は、その田んぼも遊ばせておくと罰則規定があるんですよ、
今度。そのいわゆる指導に従わないと罰則規定できましたよね、今度新しく。

そういうことを締めつけして、農家を締めつけしながら、そして米を引き下げてき
て、その結果として農家が困ったときに、村の村民の税金を使って1,000万円補
助しました、2,000万円補助しましたというのは、こんなことは全く本末転倒だ
し、村はきちんと守るべき農地と、また農地を転用して高度利用を図る農地と分ける
べきなんですよ。

それで、実はこれ菊地村長がつくったんですが、平成10年6月の国土利用計画の
西郷村計画の中にこういう文言が入っています。「農地に関する施策として何が必要
だと思いますか」というアンケートを村民にやったんですよ。先日、小林議員も、
もう農地では食べていけない、農家は食べていけないんだから、どんどん農地をやっ
ぱり売却してでも生活できるようにやるべきだという話ありましたけれども、まさ
に私はそうだと思いますよ。守るべき農地と、宅地化を図るべき高度利用を図るべ
きと、分けるべきだと思うんです。そうやっていかないと、いつまでもこういった
1,000万円とか村の一般会計からつぎ込んで、わけのわからない、そして結果的
に実のないものもやると思うんですよ。

それでこの「農地に関する施策として何が必要だと思いますか」という村民の考え
方ですよ、村長。平成10年の段階で。これ農地に関する施策については、計画的土
地利用の推進が約3割を占めたと。計画的に農地をどんどんと利用してと。もう農地
は田んぼでなくて、農地を有している3割ですね。それで、必要最小限の農地転用が
15.6%、農地以外の利用の積極的推進が12.6%、合わせると約6割の人が農地
の利用を、転用して利用していけということを言っているんです。

それは、もう農家の方々も農業で食べていけないし、これから高齢化によって田ん
ぼをやっていく人がいないですよ。だからみんな一極集中をやっていったんです
よ。だから、村はきちんとその辺のことを分けて考えて、一つ一つやっていかないと、
いつまでたってもこういう一般財源から、そのときを繕うように1,000万円だ
2,000万円だとやっても、なってしまうと思うんですよ。それでもって村長が、
先日の一般質問で、村の農地を田園風景を守るんだと言っていたんでしょう。全然村
民の言っていることと相反しているんですよ。

だから、村としての基本方針がどうなのかということと、それと財源の問題ですよ
ね。いつまでもこういうことをずるずるやったり、後で下水の問題でもやりますけれ
ども、そういう一般会計を、村民の税金をどんどん、ただ垂れ流しではないとは思
いますよ、けれども、そういう目的外のところにどんどんやっていくというのは、村長
としてやっぱりきちんと村民に納得できるような説明をしなければならないですよ。

そういう意味も含めると、今回のような1,000万円については、実際に、では
費用対効果としてはどうなんだということですよ、問題は。これをやったことによっ

て、その米価が下がった分についての効果があらわれて、これで十分なのかということです。どの程度の費用対効果を見込んで1,000万円をやったんだということです。そういうことも含めて、村長どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成10年のこのアンケートの話、ちょっと分析してみないとわからないですけども、この西郷村の特有の部分からいうと、国道4号があったり、高速道路があったり、市街地拡大の方向にある。人口増えている。いろんな意味で。その背景は、やっぱり西郷村も産業は変遷していますよね。やっぱり第1次から第2次に、3次は自動的に増えていきますけれども。

それで結局、日本はどういくのだろうと。戦後のこの混乱期と食糧難、働き手が戦争に行ってしまうていなかった。あのときはまさしく食糧難だと。玉虫色の政策だと、生活安泰だと。それで、そのときに新農村推進運動があって、米づくり一生懸命やりました。それで、米で日本一になった。最高の荣誉でしたね。

だんだん、しかしながら、米が十分にとれるようになって、米余りになって減反ができた。同時に、そのときにやっぱり一農家においても、自分ちの息子が完全に後を継ぐのか、いや、別な産業に行く可能性がある。もちろん長男はできるだけ農地を守ってもらいたい、でも次男、三男はどうするんだといったときは、やっぱり他産業に行かざるを得なかった。同じ農地、兄弟で守るわけにいかないの。それで、そういうことを考えて技術立国になってきた。技術立国で今回ノーベル賞3人も出ましたが、やっぱり今後、日本は学校で習ったとおり、加工貿易、そして少ない資源をどう生かして、そして産業として今の富を将来とも確保していくのかということ考えたときに、やっぱりその反動として土地利用、農業で使わない部分は都市的というふうに変換、そういった兆しがあったんだろうと思います。ただ、この農地は不可逆性といって、1回宅地とか何か別の用途にすると、なかなか農地に戻すには大変な苦勞が伴うと。

よって、なかなか農地の転用は、「はい、きた」、そう簡単というふうにはいかないように実はなっているわけです。これは農振法があったり、あるいは農地法があったりということをやっていますね。ただそれが、今までどおりでいいのかどうかという問題があります。やはり、もう少し手続を簡単にして、他産業の転用といいますか、そういったこともやらしてもらいたいという声もありますし、あるいは特区とかいろんな中にもこの問題が出てきますと。もちろん、そういった農業政策、高度利用政策の基調は、やっぱり食糧の安定供給、自給率の問題、それから産業として輸出できるような力強いといった意味合いで確保するという前提は崩れておりません。これは国民的意見合意であります。

ただそれと、他産業における農家も兼業というのは、いわばさっきの1町歩であれば30%で100万円で大した収入ではないといった場合は、ほかにやっぱり所得を求めて、そしてリスクは農業ばかりでは危ないものを他産業でプラス補って、あるいはこの次出てくるのは、やっぱり共稼ぎですね。日本が産業労働力、人口減とともに

減りますので、こういったふうに動いていきます。

それで、その中における農地といった位置づけがありますので。ただ私は、やっぱり先輩がダムをつくる、あるいは用水路、一級河川の堰、これまで本当に投資をしてやってきました。これがやっぱり荒れに任せる、あるいは野放しになるといったことは、まさにゆゆしき事態だと思ってますので、そういったことどもも考えながら、やっぱりいい方向にというか、望ましい方向に行くしかないというふうに思っているところでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 丁寧に言葉が多いんですけれども、具体的に村長のご答弁は、聞いている方も私ばかりでなくて、恐らく皆さんわからないと思うんですね。端的にやっぱり答えていただかないと。

結局、私が言っているのは、守るべき農地と、後は転用を図って高度利用を図るべき農地と、やはり村としてきちんと決めていくべきだろうと。そしてその中で、農家にとって、農家を守っていった農地として使ったほうがいいのか、それとも農地以外のものに使ったほうが私たちはいいんですよという、そういう農家の所有者の方々の意見も酌んで、実際に会ってお話を聞いて、そして全体計画。また、村も振興計画の中で、この地域についてはこうするんだと。それで、例えば宅地化する地域ならば、たとえ田んぼの中であろうと下水道通しておけ、水道通しておけと言ってやっていくというぐらいの思い切った考え方でやっていかないと、結局いつまでたっても、こういった事後の、後から拭うようなことになってしまうと思うんです。

典型的に一番いい例が、あの米小学校の間ノ原地区ですよ。農振地区除外を私、強引に抜かした、あそこまでね。小学校の入口まで。そして抜いたことによって、あれだけのやっぱり宅地化が図られて、あれだけの活性化、見たでしょう。そうするとああいうために、村民税も固定資産税もどんどん入ってきます。それに田もありますけれどもね。

だから、村づくりというのはそういうふうに、きちんと誘導していくということも私は大事だと思うんです。誘導していくということも。そういう意味で、村長は、しっかり、我々それできないんですから、村長はそういう考え方をきちんと持ってやっていかないと、いつまでたってもこういう1,000万円だけで済まなくて、来年度は2,000万円、3,000万円、それこそ農家の方々も、もう農業やめましたという方がどんどん出てくる可能性も多いと思うんですよ。

だから、村長はその辺きちんと、農家の方々の食いぶちというか生活を守ると。農地を守るんじゃなくて生活を守るという観点からも考えていかなければならないんじゃないのかなと思います。

ちなみに、今、村の専業農家が75世帯という話でしたけれども、住民課長、ちょっと村の全世帯というのは何世帯、今ありますか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

12月1日現在でございますが、7,731世帯でございます。75世帯ですと（不規則発言あり）はい、1%です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回は一般会計の補正予算の質疑なものですから、一般質問みたくなつたのでは申しわけないんで、その辺で終わりますけれども、結果的に今、農政課長も村長も確認なんです、例えば5ヘクタールやっている方に対して、今回1,000万円のうちから5万円の種もみ料がいくんだからということですよ。専業農家の方に。（不規則発言あり）あとおおむね1ヘクタール1万円じゃないんですか。（不規則発言あり）1ヘクタール1万円じゃないんですか。（不規則発言あり）1ヘクタールが1万円でしょう。だから、5ヘクタールやっている専業農家の方には5万円の、この1,000万円の中いきますよということでしょう。（不規則発言あり）今回の米価引き下げによって苦しんでいるけれども、5万円ですよということでしょう。これが実際、費用対効果がどうなのかと考えると、農政課長どうですか、費用対効果ありますか。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 先ほどのご質問ですが、費用対効果という、なかなか金額的には見えないと思います。ただ、私も今回計上しているものは、やはり国も県も大きな方向性は考えておりますけれども、実際のところは末端の西郷村民は何の恩恵もございません。それにつきまして、やっぱりやめてしまうというふうなことになるれば、村の土地は荒れるばかり、自然は破壊されるばかりでございます。やっぱりつくる人がいなくなれば、いくらお金があっても買えませんので、そういうふうなことから今回の、まあ、費用対効果と言われれば薄いんですが、今回の耕作放棄地の防止と、あと広がるのを防ぐためと、あと来年も継続して作付してくれないかという予算を計上しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 農政課長の答弁は、根本的に間違っておりますという人もいますよ。

例えば、5ヘクタールの農家に5万円やって、来年も米作付やってくれといっても、農家の方だって、例えば、では2町歩やっていた方に2万円上げましたと。作付したと。では米、例えば何々つくって、では幾らになるんですかと。今度7,000円から今度6,500円ですよ。また7,000円ですよと言ったら、これ採算合いませんよ。絶対やらないでしょう。もう米農家やめようと思いますよ。補助金もらった、今回の1万円もらったから来年も再来年も頑張ろうという問題ではないでしょう。これ実際。

そういう意味で私は、農政課長が費用対効果で、1万円やったから来年作付してもらえるんだと思つているということをおっしゃると大間違いだと私は思います。だから本当の意味で、今の西郷村の場合、特異性があるんですから、こういう新幹線があつて、

これだけの人口増加率がある村ですから、そこで本当に農家の方々が1万円の種もみ料をもらって農家を頑張ると思っているのか、それとも、もっと自由に農地を利用できるように、農業以外のものに使えるようにしてくれと思っているのか、そういうことも十分に聞いていく必要もあるし、また農道整備をしてほしいと、もっと農地をきちんとやるためには機械が入るような道路を整備してほしいとか、いろんな問題あると思うんですよ。そういう問題も含めて、農家の方々から十分にやっぱり意見を聞いて対処していくという姿勢が私は必要だと思います。

それとまた、今言ったように、専業農家は村の総世帯の約1%という時代になってしまったんです、これは。現実、西郷村の場合は現実問題として。だから、もうこれから、農家の方々が農業で食っていけると、国の政策、TPPで、実際どうなるかわからないんですけども、決して先行きは明るくないと思うんですよ。そうすると、やっぱり村もその後、農家の方に対して生活がやっつけていける、生活していける、また農地を荒らさないで、農家をやっても食べていけるというような方向性を見出していくべきだと思います。それでないと、いつまでたっても1,000万円の補助をやったからそれでいいんだという短絡的なものではないと思います。

そういう意味で、来年はこんなことがないように、村長として町村会、または農業委員会会長にも農業会議のほうに行っていただいて頑張っていていただいて、こういったことが二度とないように、やっぱりあと米価も上がるように活動していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われることはわかります。

それで、一つは、やっぱり戦後の農家、農業、農地、その変遷、よくわかっていると思いますけれども、それから農業振興地域の整備に関する法律、農地法、相互に連携しております。やっぱり食糧政策、あるいは農家経営、いろんなことを考えた上での法律であります。それで、転換不可逆性を見たり、あるいは今のそのほかの状況、他産業の参入とかありましたので、土地の政策については、国土法から始まったいろんな土地の関連法律ありますので、相互にいろんな脱皮といいますか、変革、なされていっていると。いつでも、というふうに思います。

それで、問題はやっぱり激変、あるいは天候とか、ほかの部分で相当弱い部分があることをどうカバーして保護政策をとっていくかということで、やっぱり食糧の安全・安心な食べ物を、まずは国民として手にしていくか、さらには経営の安定上、専業あるいは兼業、あるいは農地の保有として、これまで大規模農家ができなかった個人ではなくて法人化とか、それはなかなか流動化、小作法とかいろいろあって、そういう問題があった。そういうことの、より円滑な移動ができるようにと、いろんな施策が絡み合っていきます。

それで、一つは、この専業にシフトしていかざるを得ない状況になってくるんじゃないかという状況もございますので、ご指摘ごもっともな部分もありますので、いろいろ土地政策あるいは予算の使い方、いろいろ提案して、今後も皆様のご理解を得て

いきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） では、終えようと思ったんですが、今言われたように農振法とか何かとかあるというお話ですが、村長、西郷村の都市計画区域というのは、川谷の郵便局のほうまであるんですね。都市計画区域になっているんです。農振法もあるけれども。

そして、私は、さっき小林議員が言われたように、例えば地元の方に怒られるかもしれないけれども、やはりその用途地域の決まっている、例えば工業地域、準工業地域あるいは住居地域とか。それで上新田の言われたところについても、もう高速道路の下は住居地域、準工業地域になって、もう発展してしまっ、もうそれ以上伸びない状況になってきていますよね。だから、そういう用途地域の隣接する部分については、やっぱり用途地域を見直していく。住民から意見を聞いて。見直したほうがいいのかも含めてですよ。やっぱり見直していくという作業も、これから私は必要だと思います。農地の高度利用ということを含めれば。

それで、平成10年、菊地村長がつくったときに、大事なことを書いてあるんです、もう一つ最後に言いますが、今、羽太小学校のほうで複式学級になってしまうというふうな話が川谷もそうなんです、話ありますね。これも何かというと、行政の私は不作為も含めてあると思うんです。行政の考え方が足りないと思います。実際にもう平成10年の菊地村長の時代の土地利用計画には、住民がこう言っているんですよ。住宅に関する施策について、羽太地区です、人口減少地区の宅地整備が約3割、特に北部地域が39.2%の人から住宅の施策をやってくれと言っているんですよ、40%ぐらいで。これがずっと置き去りになってきて何も手を打っていないんです。

だから、例えばそういう宅地化を図って、人口を増やして、学校の複式化を防ぐというようなことを考えれば、それをしながら道路をつくり、整備をし、またその施設の学校の近辺に住みつような方策もやっぱり講じていくべきだったんじゃないかなと思います。それを全くしないから、どんどん必然的に淘汰されてしまっ、一極集中になってしまっ、あちらが宅地になって寂しくなってしまう。だから、やっぱり均衡がある村の開発と考えれば、やはりその辺も十分、せっかくこういう計画をつくったんですから、これをやっぱり遵守して、頑張っていたいただきたいということで質疑を終わります。

以上です。（不規則発言あり）ほかいいいです。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 議案87号「平成26年度西郷村一般会計補正予算」について、質疑します。（不規則発言あり）

補正予算の説明書の27ページの農業振興費の中の説明によりますと、プロフェッショナル経営体創出事業補助金、これは具体的にどんなふうなものに補助金とかそういうのをやっているのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

これは、農業の担い手経営革新支援事業ということで、呼び名がちょっと片仮名使って、県の交付金でやっております。この県の交付金につきましては、生産力と経営管理能力に優れ地域農業を牽引する農業のプロと。農業のプロの経営体につきまして支援していきますというふうな形でございます。

それで、西郷村でもダントツで牽引していただける担い手があります。その方に県のほうの補助を使って、要望もございますので、やると考えております。

中身につきましては畜産農家でありまして、堆肥化施設の設置、それとトラック、ダンプ等を購入するにつきまして、あともう一つ、キュービクル増設工事ございます。それにつきまして補助をするという考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 農政課長からそのような答弁がありましたけれども、これは私はこの横文字、プロフェッショナルというのは、プロというのは専門家、専門にということの意味か、だから、専業農家なども75世帯ぐらいあるというけれども、これでも専業ということはプロでないのかなと思ったんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

経営の中身につきましては、個人経営の所得で1,000万円以上、法人等で販売金額が1億円以上というようになる予定の経営体というふうな形で、金額でちょっと縛っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 具体的には、このプロフェッショナルの団体というのは幾つぐらいあるんですか、今現在。具体的には。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

個人ですと、今回の該当はしておりませんが1経営体です。あと法人ですと、ちょっと詳しく1億というふうなことを考えておりませんが、5経営体ぐらいあるかと思えます。畜産農家でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） そういう形だということで、西郷村農業振興のために、本当に農政課長、頑張ってください。

終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第87号「平成26年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

◎議案第88号から議案第93号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第7、議案第88号から日程第12、議案第93号まで一括して議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続いて、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより本6議案を一括して採決を行います。

本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、本6議案は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、発議第10号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第10号「西郷村ごはんおかわりもう一杯条例の制定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(可否同数)

○議長(鈴木宏始君) 可否同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して可否を採決いたします。

発議第10号「西郷村ごはんおかわりもう一杯条例の制定について」、議長は否決といたします。

◎発議第11号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第14、発議第11号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第11号「西郷村地酒で乾杯を推進する条例の制定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手同数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して可否を採決いたします。

発議第11号「西郷村地酒で乾杯を推進する条例の制定について」、議長は否決といたします。

◎議案第94号に対する採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1、議案第94号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案に同意することに決定しました。

◎諮問第3号に対する質疑、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第2、諮問第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について、意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 意見なしと認め、意見を終結いたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、諮問第3号については、適任であるとの意見を添えて答申することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15から日程第20までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成26年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時07分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月12日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 上 田 秀 人

署名議員 高 木 信 嘉

